証券コード 3690
2020年12月２日

株　主　各　位

大阪市北区梅田二丁目４番９号
ブリーゼタワー13Ｆ
株式会社イルグルム
代表取締役　岩　田　　進

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年12月17日（木曜日）午後６時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１.日　　時　2020年12月18日（金曜日）午前10時
２.場　　所　大阪市北区梅田二丁目４番９号　ブリーゼタワー８Ｆ
　　ブリーゼプラザ会議室
３.目 的 事 項
　報 告 事 項　１．第20期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第20期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

以　上

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.yrglm.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

[添付書類]

事　業　報　告

（2019年10月 1 日から
2020年 9 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて厳しい状況となり、７月以降は景気持ち直しの動きが見られるものの、今後の先行きについては国内外の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、依然として予断を許さない状況が続くものと考えられます。

一方、当社グループが事業を展開している国内のインターネット広告市場につきましては、2019年のインターネット広告費は前年比119.7%の2.1兆円（株式会社電通「2019年日本の広告費」）と６年連続で二桁成長し、総広告費に占める媒体構成比も前年から3.4ポイント増の30.3%となり、広告市場のインターネットシフトのトレンドが続いております。

また、当社グループのもう一つの対面市場であるEC市場につきましても、2019年国内BtoC-EC（消費者向け電子商取引）市場規模は前年比107.7%の19.4兆円に拡大しております。また、全ての商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率も、BtoC-ECで6.8%（前年比0.5ポイント増）、BtoB-ECで31.7%（前年比1.5ポイント増）と増加傾向にあり（いずれも経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」）、国内のEC市場規模拡大は継続しております。

このような良好な事業環境の下、当社グループは、「データとテクノロジーによって世界中の企業によるマーケティング活動を支援し、売り手と買い手の幸せをつくる企業」を目指して事業展開を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,618,633千円（前年同期比18.8%増）、営業利益276,952千円（前年同期比226.1%増）、経常利益261,181千円（前年同期比230.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益183,391千円（前年同期は34,994千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

マーケティングプラットフォーム事業

当事業は、デジタルマーケティング領域において、マーケティング効果測定プラットフォーム「AD EBiS」や分析レポート自動作成サービス「アドレポ」等を提供する事業であります。「AD EBiS」は広告効果測定システムを基盤としたマーケティング統合環境を提供するサブスクリプション型のサービスであり、広告効果測定市場において５年連続シェアNo.１（株式会社アイ・ティ・アール「ITR Market View：メール/Webマーケティング市場2020」広告効果測定市場：ベンダー別売上金額シェア（2015～2019年度予測））を獲得しております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞の影響を強く受けた業種においてサービス利用減が発生した一方で、ECなどの非対面ビジネスにおける需要は堅調であり、コロナ禍以降も売上は全体として横ばいで推移いたしました。

また、2020年１月１日付で株式会社オプトより広告効果測定ツール「ADPLAN」事業を譲り受け、当社事業としてサービスを開始しております。今後は「ADPLAN」のサービスを順次「AD EBiS」に移行していくことで、「AD EBiS」の広告効果測定市場のリーディングカンパニーとしての地位を確固たるものとし、引き続きデジタルマーケティングの進化を加速させていきます。

この結果、売上高は2,317,866千円（前年同期比18.8%増）、セグメント利益は198,548千円（前年同期比331.1%増）となりました。

商流プラットフォーム事業

当事業は、EC構築のためのオープンプラットフォーム「EC-CUBE」を提供する事業であります。「EC-CUBE」はフリーミアムモデルのオープンソース・パッケージとして提供しており、EC事業者のインフラ整備や売上向上に貢献する一方、「EC-CUBE」と連携する各種サービス（決済代行等）の提供事業者からマージン収入を得るというエコシステムを構築しております。

当連結会計年度においては、コロナ禍においてEC売上が好調に推移したことによるマージン収入増があり、売上は好調に推移いたしました。

この結果、売上高は300,766千円（前年同期比18.8%増）、セグメント利益は78,403千円（前年同期比101.6%増）となりました。

② **設備投資等の状況**

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は534,810千円であり、その主なものはマーケティングプラットフォーム事業に関する設備投資であり、次のとおりであります。

「ADPLAN」事業の譲受	315,000千円
「AD EBiS」の新機能開発によるソフトウェア等の増加	190,472千円
インフラ基盤増強のための情報通信機器等への設備投資	13,624千円

③ **資金調達の状況**

当連結会計年度に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,050,000千円の調達を行いました。

④ **重要な企業再編等の状況**

当社は、2020年１月１日を効力発生日として、株式会社オプトより広告効果測定ツール「ADPLAN」を提供する事業を譲り受けました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　分	第17期 (2017年９月期)	第18期 (2018年９月期)	第19期 (2019年９月期)	第20期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売　上　高　(千円)	1,719,378	1,804,886	2,204,381	2,618,633
営業利益又は営業損失（△）　(千円)	92,827	△98,460	84,936	276,952
経常利益又は経常損失（△）　(千円)	106,303	△115,042	79,022	261,181
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）　(千円)	72,976	△88,849	△34,994	183,391
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）　(円)	11.56	△14.02	△5.54	29.09
総　資　産　(千円)	1,439,188	2,159,465	2,064,344	2,751,470
純　資　産　(千円)	1,234,581	1,174,841	1,061,144	1,275,468
１株当たり純資産額　(円)	195.60	184.97	168.68	202.20

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　分	第17期 (2017年９月期)	第18期 (2018年９月期)	第19期 (2019年９月期)	第20期 (当事業年度) (2020年９月期)
売　上　高　(千円)	1,719,378	1,804,886	2,010,570	2,317,866
営業利益又は営業損失（△）　(千円)	83,048	△106,779	19,412	174,799
経常利益又は経常損失（△）　(千円)	106,832	△110,129	19,517	165,735
当期純利益又は当期純損失（△）　(千円)	71,651	△100,893	△80,181	113,815
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）　(円)	11.35	△15.92	△12.70	18.06
総　資　産　(千円)	1,439,974	2,145,688	1,944,143	2,528,775
純　資　産　(千円)	1,233,453	1,161,581	983,794	1,129,594
１株当たり純資産額　(円)	195.42	182.88	156.38	179.08

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、主にインターネット広告市場を中心に事業を行っており、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 事業展開について

中期経営方針「VISION2023」では、MXP*戦略として、データの統合・分析・活用支援を通して顧客のDX推進に貢献する、というコンセプトを掲げております。

このコンセプトを実現するため、コア事業の継続的な進化と拡大を推進すると共に、広告代理店ビジネス及び新領域におけるプラットフォームビジネスの創出で成長を加速させてまいります。なお、重点戦略は以下のとおりであります。

イ．マーケティング効果測定プラットフォームの提供価値拡大
ロ．広告代理店向けプラットフォームビジネスの加速
ハ．新規領域でのプラットフォームビジネス開発

* MXP：Marketing Transformation Platform

② 環境変化への対応について

オンラインにおけるプライバシー保護とパーソナルデータの適切な活用への関心が高まるとともに、情報セキュリティに対する脅威も年々増大し、加えて個人情報保護に関する国内外の法規制も強化されております。このような状況下において、プライバシーへの配慮や情報セキュリティ強化とパーソナルデータの利活用を両立させるための技術開発を推進してまいります。

③ 人財について

当社グループでは、これまで開発部門、営業部門、カスタマーサクセス部門の体制強化を行いながら業容を拡大してまいりましたが、今後の継続的な成長のためには、これらの部門のさらなる強化はもとより、新規事業開発の人員体制拡充も必要となります。

また、事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人財の獲得及び育成について重要課題として取り組んできており、今後も、人財の確保及び入社後の教育研修による育成施策は重要な経営課題となっております。

④　研究開発について

昨今、AI*のビジネス活用が注目されておりますが、当社グループの事業領域であるマーケティングデータの計測、分析、活用の分野においても様々な可能性が考えられます。マーケティング分野におけるAI活用により新しい価値提供を実現するため、新技術の開発を推進してまいります。

* Artificial Intelligence：人工知能

⑤　グループ経営管理について

当社グループのさらなる企業価値向上を目指すため、M&Aによる事業拡大や社内事業部の分社化等にも引き続き取り組んでまいります。この施策の効果を最大化するためにも、グループ経営管理体制の強化やコーポレート・ガバナンス機能の強化は必須のものとして取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（2020年９月30日現在）

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業、商流プラットフォーム事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

①　マーケティングプラットフォーム事業

マーケティング効果測定プラットフォーム「AD EBiS」を中心として、デジタルマーケティング領域においてマーケティング効果測定や分析レポート自動作成等のサービスを提供する事業であります。

②　商流プラットフォーム事業

EC構築のためのオープンプラットフォーム「EC-CUBE」を提供する事業であります。

(5) 重要な子会社の状況（2020年９月30日現在）

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
株式会社イーシーキューブ	30,000千円	100%	ソフトウェア開発
YRGLM VIETNAM CO., LTD.	4,256百万VND (200千USD)	100%	ソフトウェア開発

(6) 主要な拠点（2020年９月30日現在）

① 当社

名称	所在地
大阪本社	大阪市北区
東京本社	東京都千代田区

② 子会社

名称	所在地
株式会社イーシーキューブ	大阪市北区、大阪市中央区
YRGLM VIETNAM CO., LTD.	ベトナム　ホーチミン市

(7) 従業員の状況（2020年９月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
マーケティングプラットフォーム事業	136名	18名増
商流プラットフォーム事業	12名	増減なし
全社（共通）	19名	増減なし
合計	167名	18名増

（注）「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119名	14名増	32.1歳	3.9年

(8) 主要な借入先（2020年９月30日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社りそな銀行	343,328
株式会社三井住友銀行	320,834
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	249,744
三井住友信託銀行株式会社	162,800

2．会社の株式に関する事項（2020年９月30日現在）

（1）発行可能株式総数　　22,800,000株

（2）発行済株式の総数　　6,372,415株（自己株式64,493株を含む）

（3）株主数　　3,204名

（4）大株主

株　　主　　名	持株数（株）	持株比率（%）
岩田　進	2,824,607	44.7
福田　博一	781,200	12.3
又座　加奈子	351,813	5.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	220,600	3.4
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	169,300	2.6
上田八木短資株式会社	86,200	1.3
イルグルム従業員持株会	70,614	1.1
ａｕカブコム証券株式会社	61,700	0.9
株式会社博報堂ＤＹメディアパートナーズ	60,000	0.9
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	58,100	0.9

（注）１．当社は、自己株式を64,493株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式64,493株を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年９月30日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
岩田　進	代表取締役	社長執行役員 株式会社イーシーキューブ代表取締役
椎木　茂	取　締　役	SAPジャパン株式会社 デジタルビジネスサービス事業本部 シニアエグゼクティブアドバイザー
佐伯　壽一	取　締　役 (監査等委員)	株式会社イーシーキューブ監査役 株式会社淀川製鋼所取締役（社外）
西野　充	取　締　役 (監査等委員)	YRGLM VIETNAM CO., LTD.監査役 旭精機工業株式会社取締役（社外）
大久保　丈二	取　締　役 (監査等委員)	株式会社シグマクシス取締役（監査等委員）（社外）

（注）１．監査等委員である取締役佐伯壽一、西野充及び大久保丈二は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、３名とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
２．監査等委員である取締役大久保丈二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部監査担当者及び外部監査人と緊密な連携のもと組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各部署の業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。岩田進は社長執行役員を兼ねており、取締役を兼ねない執行役員は宇野計蔵、中川仁、赤澤洋樹、水野聡志及び吉本啓顕の５名であります。また、2020年10月１日付で新たに浅野龍太郎が取締役を兼ねない執行役員に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役以外の取締役と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

区　　分	人　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	2人 （　－人）	38,642千円 （　　－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 （　3人）	19,952千円 （19,952千円）
合計 （うち社外役員）	5人 （　3人）	58,595千円 （19,952千円）

（注）1．上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額（取締役（監査等委員を除く）4,202千円、監査等委員である取締役4,202千円）を含んでおります。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額200,000千円（うち社外取締役分は年額50,000千円）と決議いただいております。また別枠で、2017年12月22日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として年額50,000千円（うち社外取締役分は10,000千円）と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年12月22日開催の定時株主総会において年額30,000千円と決議いただいております。また別枠で、2017年12月22日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬限度額として年額10,000千円と決議いただいております。
4．上記報酬等の額のほか、社外役員が子会社から受けた役員報酬はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役（監査等委員）佐伯壽一は、株式会社イーシーキューブの監査役であります。同社は当社の100%子会社であります。また、同氏は株式会社淀川製鋼所の社外取締役であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）西野充は、YRGLM VIETNAM CO., LTD.の監査役であります。同社は当社の100%子会社であります。また、同氏は旭精機工業株式会社の社外取締役であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役（監査等委員）大久保丈二は、株式会社シグマクシスの社外取締役（監査等委員）であります。当社は、同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 佐伯　壽一	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席し、また監査等委員会21回中21回に出席し、事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 西野　充	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席し、また監査等委員会21回中21回に出席し、金融機関及び事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 大久保　丈二	当事業年度開催の取締役会に14回中14回出席し、また監査等委員会21回中21回に出席し、公認会計士としての専門的な知見及び事業会社における長年の豊富な経験と幅広い知識に基づき議案の審議に必要な意見を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、ＰｗＣあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるYRGLM VIETNAM CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、又は会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、すべての取締役で構成し、法令に定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定を行う。取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、原則として毎月開催する。

② 経営に関する重要な事項については、経営会議において十分な議論を行った後に取締役会において審議・決定する。

③ 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に基づき、取締役会及び経営会議その他の重要な会議への出席、会社業務及び財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）を、関連資料と併せて10年間保管する。

イ）株主総会議事録

ロ）取締役会議事録

ハ）重要な会議及び委員会の議事録

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会は、経営危機管理規程を当社及び当社子会社の損失の危険に関する統括的規程とする。

② 関係会社管理規程に基づき、子会社ごとに当社執行役員を統括責任者として定める。統括責任者は、所管する子会社のリスク把握・防止を含む管理指導を行い、当該子会社は必要な検討・対応を行う。

③ 会社は、事業活動に伴う各種リスクについて、各主管部署を通じてリスク管理に関する規程を定め、教育・啓蒙を通じてその維持・定着とリスク低減を図る。

④ 大規模災害等の重大な事態が発生した場合は、社長執行役員を本部長とする緊急事態対策本部を設置し、事業継続のためのリスク管理、並びに損失最小化を目的として迅速に情報を収集・分析し、必要な対策を講じる。

⑤ コンプライアンスリスクに対処するため、以下の施策を講じる。

イ）弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法律問題について助言を受け、法的問題の予防・軽減に努める。

ロ）コンプライアンス委員会規程に基づき、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンスリスクの予防・拡大防止を図る。

⑥ 情報セキュリティ基本方針を定め、社長執行役員を委員長とする情報セキュリティ委員会が、情報セキュリティに係るリスクの把握、対策立案、実行管理と改善を行う。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、執行役員制度を導入するとともに、定時取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会するものとし、経営方針及び戦略に関わる重要事項については、取締役と執行役員で構成する経営会議において事前審議を行い、業務執行を決定する。

② 取締役及び執行役員の業務執行については、取締役会規則、執行役員規程、組織規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続きについて定める。

③　当社子会社の取締役の職務の執行については、関係会社管理規程を定め、当社の取締役又は執行役員を統括責任者として派遣し、当該子会社の支援、管理及び監督を行う。

(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

取締役会は、関係会社管理規程を定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社への定期的な報告を義務付ける。

(6) 当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が法令及び諸規則を遵守し、倫理観を持って事業活動を行うための基盤として、倫理規程を定める。

②　社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の法令遵守意識定着と運用徹底を図るため、教育・啓蒙等諸活動を実施する。

③　法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するために、内部通報規程に基づき内部通報制度を整備・運営し、その周知徹底を図る。

④　監査等委員会は、当社及び当社子会社のコンプライアンス体制の運用に問題があるときは、意見を述べるとともに業務執行に係る取締役に対して速やかな改善を求める。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、会社は当社の使用人から、監査等委員会補助者を任命するものとする。

②　①の使用人の、取締役からの独立性を確保するために、監査等委員会は①の使用人人事について、事前に報告を受け、必要な場合は会社に変更を申し入れることができるものとする。

③　①の使用人は、その職務にあたっては、監査等委員会の指示にのみ従うものとする。

(8) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査等委員は、経営会議等の重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の業務執行に関する報告を受けることができる。

②　当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員会に直ちに報告する。監査等委員会は、いつでも必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

③　取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、コンプライアンス上の問題について監査等委員会が適時に把握できるようにする。

(9) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当社は速やかに、これに応じるものとする。

(11) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換を行う。

②　当社は、監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保証する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

①　当社及び当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築、並びにその有効性・適切性を定期的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

②　内部監査室は、財務報告に係る内部統制監査を行う。

③　取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会規則を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催しております。

②　監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき当社及び当社子会社の監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。当事業年度において監査等委員会を21回開催しております。

③　倫理規程を制定し、当社使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。また、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合又は発生する恐れのある場合は厳格な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図っております。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮したうえで、将来の事業展開のための投資と健全な内部留保等を総合的に勘案しながら、連結株主資本配当率２％を目安に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき４円とさせていただきたいと存じます。

また、自己株式の取得につきましては、株主価値の最大化を目的とした機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて実施することとしております。

連結貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,563,492**	**流動負債**	**718,222**
現金及び預金	1,118,716	買掛金	3,582
売掛金	336,810	短期借入金	100,000
前払費用	94,403	1年内返済予定の長期借入金	257,556
その他	14,432	未払金	197,470
貸倒引当金	△870	未払法人税等	59,003
固定資産	**1,187,977**	預り金	42,487
有形固定資産	**51,790**	賞与引当金	48,058
建物及び構築物	16,051	その他	10,065
工具、器具及び備品	35,738	**固定負債**	**757,778**
無形固定資産	**831,978**	長期借入金	719,150
のれん	316,351	賞与引当金	1,228
ソフトウェア	434,061	資産除去債務	37,400
ソフトウェア仮勘定	66,130	**負債合計**	**1,476,001**
その他	15,435	**純資産の部**	
投資その他の資産	**304,208**	**株主資本**	**1,278,292**
投資有価証券	39,271	資本金	318,065
長期前払費用	29,123	資本剰余金	312,401
繰延税金資産	127,244	利益剰余金	720,270
差入保証金	107,784	自己株式	△72,445
その他	1,307	**その他の包括利益累計額**	**△2,823**
貸倒引当金	△524	為替換算調整勘定	△2,823
		純資産合計	**1,275,468**
資産合計	**2,751,470**	**負債及び純資産合計**	**2,751,470**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,618,633**
売上原価		**786,776**
売上総利益		**1,831,857**
販売費及び一般管理費		**1,554,904**
営業利益		**276,952**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,474	
為替差益	1,160	
その他	904	**3,538**
営業外費用		
支払利息	5,531	
長期前払費用償却	6,296	
持分法による投資損失	184	
固定資産除却損	7,198	
その他	98	**19,310**
経常利益		**261,181**
税金等調整前当期純利益		**261,181**
法人税、住民税及び事業税	58,180	
法人税等調整額	19,608	**77,789**
当期純利益		**183,391**
親会社株主に帰属する当期純利益		**183,391**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	318,065	308,043	536,879	△100,071	1,062,917
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			183,391		183,391
自己株式の取得				△136	△136
自己株式の処分		4,358		27,762	32,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	4,358	183,391	27,625	215,375
当期末残高	318,065	312,401	720,270	△72,445	1,278,292

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,772	△1,772	1,061,144
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			183,391
自己株式の取得			△136
自己株式の処分			32,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,051	△1,051	△1,051
当期変動額合計	△1,051	△1,051	214,324
当期末残高	△2,823	△2,823	1,275,468

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	YRGLM VIETNAM CO., LTD. 株式会社イーシーキューブ

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	YRGLM MARKETING OF U.S.A. INC.
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社の数	1社
関連会社の名称	有限会社彩

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	YRGLM MARKETING OF U.S.A. INC.
持分法を適用しない理由	非連結子会社は小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法 また、金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものについて、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　　８～15年 工具、器具及び備品　　２～15年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「講演料等収入」（当連結会計年度は77千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	77,063千円
工具、器具及び備品	191,764千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,372,415株	－株	－株	6,372,415株

(2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年12月18日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,231千円	4円	2020年9月30日	2020年12月21日

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	期末株式数
第3回新株予約権	普通株式	12,618	−	−	12,618
第4回新株予約権	普通株式	56,766	−	7,830	48,936
合計		69,384	−	7,830	61,554

(注) 第4回新株予約権の目的となる株式の当期減少は、付与者の退職に伴う失効によるものであります。

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入によって行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

また、借入金の使途は運転資金であり、返済日は決算日後最長で5年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年９月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,118,716	1,118,716	－
② 売掛金	336,810	336,810	－
③ 差入保証金	107,784	108,074	289
資産計	1,563,311	1,563,600	289
④ 買掛金	3,582	3,582	－
⑤ 短期借入金	100,000	100,000	－
⑥ 長期借入金（※）	976,706	960,784	△15,921
⑦ 未払金	197,470	197,470	－
負債計	1,277,759	1,261,837	△15,921

（※）長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、④買掛金、⑤短期借入金、⑦未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑥長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券	39,271

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　202円20銭

１株当たり当期純利益　29円09銭

7．その他の注記

事業譲受について

当社は、2020年１月１日付で、株式会社オプトから広告効果測定ツール「ADPLAN」を提供する事業を譲り受けました。

(1) 事業譲受の概要

① 事業譲受の内容

広告効果測定ツール「ADPLAN」の提供

② 相手先の名称及び事業内容

相手先の名称	株式会社オプト
事業の内容	マーケティング事業

③ 事業譲受の主な理由

当社は主力のマーケティングプラットフォーム事業において、国内有数のシェアを誇る広告効果測定ツール「AD EBiS」を提供しております。同じく広告効果測定ツールを提供する株式会社オプトの「ADPLAN」事業を譲り受けることにより、広告効果測定領域における市場競争力を強化することができることから、今回の合意に至ったものであります。

④ 事業譲受日

2020年１月１日

⑤企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	315,000千円
取得原価		315,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　2,820千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び期間

① 発生したのれんの金額　262,020千円

② 発生原因　今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間　５年にわたる均等償却

(5) 譲受資産及び負債の額並びにその主な内訳

譲受資産及び譲受負債について該当事項はありません。

貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,327,814**	**流動負債**	**641,403**
現金及び預金	917,085	買掛金	14,452
売掛金	314,138	短期借入金	100,000
前払費用	87,434	1年内返済予定の長期借入金	257,556
その他	10,026	未払金	163,394
貸倒引当金	△870	未払法人税等	36,181
固定資産	**1,200,961**	前受金	9,883
有形固定資産	**50,661**	預り金	21,959
建物及び構築物	16,051	賞与引当金	37,975
工具、器具及び備品	34,609	**固定負債**	**757,778**
無形固定資産	**839,773**	長期借入金	719,150
商標権	11,888	賞与引当金	1,228
ソフトウェア	439,862	資産除去債務	37,400
ソフトウェア仮勘定	68,123	**負債合計**	**1,399,181**
のれん	316,351	**純資産の部**	
その他	3,546	**株主資本**	**1,129,594**
投資その他の資産	**310,526**	**資本金**	**318,065**
投資有価証券	20,919	**資本剰余金**	**312,401**
関係会社株式	41,938	資本準備金	312,401
長期前払費用	25,561	**利益剰余金**	**571,572**
繰延税金資産	121,573	その他利益剰余金	571,572
差入保証金	99,878	繰越利益剰余金	571,572
その他	1,180	**自己株式**	**△72,445**
貸倒引当金	△524	**純資産合計**	**1,129,594**
資産合計	**2,528,775**	**負債及び純資産合計**	**2,528,775**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損 益 計 算 書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**2,317,866**
売上原価		**703,860**
売上総利益		**1,614,006**
販売費及び一般管理費		**1,439,206**
営業利益		**174,799**
営業外収益		
業務受託料	8,350	
その他	1,299	**9,649**
営業外費用		
支払利息	5,531	
長期前払費用償却	5,941	
固定資産除却損	7,198	
その他	42	**18,714**
経常利益		**165,735**
税引前当期純利益		**165,735**
法人税、住民税及び事業税	28,863	
法人税等調整額	23,056	**51,920**
当期純利益		**113,815**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	318,065	308,043	308,043	457,756	457,756
当期変動額					
当期純利益				113,815	113,815
自己株式の取得					
自己株式の処分		4,358	4,358		
当期変動額合計	－	4,358	4,358	113,815	113,815
当期末残高	318,065	312,401	312,401	571,572	571,572

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△100,071	983,794	983,794
当期変動額			
当期純利益		113,815	113,815
自己株式の取得	△136	△136	△136
自己株式の処分	27,762	32,120	32,120
当期変動額合計	27,625	145,799	145,799
当期末残高	△72,445	1,129,594	1,129,594

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のないもの	移動平均法による原価法 また、金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるものについて、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備は定額法） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　８～15年 工具、器具及び備品　２～15年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で均等償却を行っております。

(5) その他計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「講演料等収入」（当事業年度は77千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	77,063千円
工具、器具及び備品	190,068千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	2,908千円
短期金銭債務	18,011千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	197,300千円
営業取引以外の取引による取引高	8,350千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	64,493株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,988千円
未払事業税	3,208千円
資産除去債務	11,436千円
投資有価証券	5,764千円
関係会社株式	11,161千円
譲渡制限付株式報酬	12,679千円
資産調整勘定	114,875千円
その他	6,404千円
繰延税金資産小計	177,519千円
評価性引当額	△54,587千円
繰延税金資産合計	122,932千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1,359千円
繰延税金負債合計	△1,359千円
繰延税金資産の純額	121,573千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	YRGLM VIETNAM CO., LTD.	所有 直接100%	ソフトウェア開発の委託 役員の兼任	外注費	133,103	買掛金	12,377
子会社	株式会社イーシーキューブ	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	業務受託料	8,350	未収入金	574

(注) 1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針

価格その他の取引条件は市場実勢を勘案して決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	179円08銭
１株当たり当期純利益	18円06銭

9．その他の注記

事業譲受について

「連結計算書類　連結注記表　7．その他の注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社イルグルム
取 締 役 会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　木下　昌久	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　北野　和行	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社イルグルムの2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イルグルム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年11月13日

株式会社イルグルム
取 締 役 会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　木下　昌久	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　北野　和行	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社イルグルムの2019年10月１日から2020年９月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月13日

株式会社イルグルム監査等委員会

監　査　等　委　員　佐　伯　壽　一　㊞

監　査　等　委　員　西　野　　充　㊞

監　査　等　委　員　大久保　丈　二　㊞

（注）監査等委員である取締役は全員、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役です。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保したうえで、連結株主資本配当率２％を目安に、安定的かつ継続的な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円　総額25,231,688円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年12月21日

第２号議案　監査等委員である取締役以外の取締役３名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員することとし、監査等委員である取締役以外の取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	岩田（いわた）　進（すすむ） (1977年７月16日)	2001年６月　有限会社ロックオン(現株式会社イルグルム)設立 代表取締役社長 2013年12月　代表取締役社長・執行役員 2017年12月　代表取締役社長・社長執行役員 2018年10月　株式会社イーシーキューブ代表取締役（現任） 2019年12月　代表取締役・社長執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社イーシーキューブ代表取締役	2,824,607株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	椎木（しいのき） 茂（しげる） (1950年2月13日)	1993年１月　プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社パートナー＆常務取締役 2006年７月　IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長兼日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員GBS担当 2009年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社専務執行役員兼IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社代表取締役社長 2012年１月　日本アイ・ビー・エム株式会社顧問 2013年４月　日本オラクル株式会社副社長執行役員アプリケーションビジネス統括・アライアンス事業統括 2016年６月　同社相談役 2016年12月　当社取締役（監査等委員） 2017年10月　SAPジャパン株式会社 デジタルビジネスサービス事業本部シニアエグゼクティブアドバイザー（現任） 2017年12月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） SAPジャパン株式会社 デジタルビジネスサービス事業本部シニアエグゼクティブアドバイザー	3,604株
3	※ 赤澤（あかざわ） 洋樹（ひろき） (1974年５月14日)	1999年４月　秋葉会計事務所入所 2003年３月　ガイア株式会社入社 2006年10月　株式会社日本エスコン入社 2008年11月　株式会社ユー・エス・ジェイ（現　合同会社ユー・エス・ジェイ）入社 2016年10月　当社入社 2017年２月　経営企画部長（現任） 2018年９月　経営管理本部長（現任） 2018年10月　執行役員（現任）	3,580株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役佐伯壽一氏及び西野充氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	佐伯壽一（さえき としかず） (1948年３月１日)	1970年４月　株式会社神戸製鋼所入所 2001年６月　同社理事・大阪支社長 2002年６月　神鋼ケアライフ株式会社（現スミリンケアライフ株式会社）代表取締役社長 2011年６月　同社顧問役 2012年４月　国立大学法人神戸大学特命教授・学長補佐 2015年６月　株式会社淀川製鋼所取締役（社外）（現任） 2016年12月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年10月　株式会社イーシーキューブ監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社イーシーキューブ監査役 株式会社淀川製鋼所取締役（社外）	11,604株
2	西野充（にしの みつる） (1952年８月27日)	1975年４月　株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2001年７月　株式会社東京三菱銀行理事 2003年４月　同行神戸支社長 2006年８月　ペンタックス株式会社顧問 2007年１月　同社執行役員 2007年６月　同社執行役員CSR・内部統制統括部長 2008年３月　HOYA株式会社監査部ゼネラル・マネージャー 2008年６月　AvanStrate株式会社監査役 2012年６月　旭精機工業株式会社監査役（社外） 2016年12月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2016年12月　LOCKON Vietnam Co., Ltd.（現YRGLM VIETNAM Co., Ltd.）監査役（現任） 2020年６月　旭精機工業株式会社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） YRGLM VIETNAM Co., Ltd.監査役 旭精機工業株式会社取締役（社外）	6,604株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．佐伯壽一氏及び西野充氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．佐伯壽一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営監督強化に貢献されることを期待したためであります。
４．西野充氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融機関及び事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社の経営監督強化に貢献されることを期待したためであります。
５．佐伯壽一氏及び西野充氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、各氏とも本総会終結の時をもって４年となります。
６．当社は、佐伯壽一氏及び西野充氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
７．当社は、佐伯壽一氏及び西野充氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

メ　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　　場：大阪市北区梅田二丁目４番９号
ブリーゼタワー８Ｆ
ブリーゼプラザ会議室



交通　JR東西線 北新地駅から徒歩約５分
地下鉄四つ橋線 西梅田駅から徒歩約５分
JR東海道本線・大阪環状線・福知山線 大阪駅から徒歩約７分

ご来場については、株主総会開催日現在のコロナウイルス感染状況やご自身の体調を考慮の上、慎重にご判断ください。また、ご来場される場合には、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

体調不良と思われる株主さまの入場をお断りする場合があります。

本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主さまへのお土産のご用意はございません。